

日本中世民衆運動の思想

紀州惣国の成立過程

Thinking on Popular Movements in Medieval Japan :
The Process of the Formation of the Kishu-Sokoku

海津一郎

KAIZU Ichiro

問題の所在—「中世的支配」とは何か

- ① 変革思想「徳政」をめぐる争点
- ② 鎌倉期高野山領荘園の徳政一揆
- ③ 土一揆・一向一揆・惣国一揆の徳政
- ④ まとめと課題—中世終焉—

【論文要旨】

中世民衆の変革思想として注目される徳政（復活）の歴史的な位置について、先行研究の論点を整理した上で、高野山金剛峯寺の中核荘園である南部荘の新出史料を検討材料として具体的に考察する。その際、研究史上の最大の争点と思われる顕密仏教改革派の意義付けについて特別の注目をした。高野山領紀伊国南部荘では、通説と異なり中世前期以来、全荘規模の土一揆が発生して鎮守一宮を拠点に自治が行なわれているが、それは荘園領主代替わりや天下飢饉という条件下における百姓の徳政要求に根ざしたものであった。蒙古襲来の緊張のもと、異国征伐の徳政を希求する百姓の要求は、関東地頭と導御上人（唐招提寺律宗改革派）によって民衆運動に組織され、高度の河川灌漑と鍛冶工房敷設など卓抜した技術改革が進行して港湾・都市の整備が進んだ。一宮を変革実現の拠点にしようとした百姓の運動が、聖地興行により御霊宮を荘鎮守にしようとはかった領主層によって組織された時点で政治勢力としての惣国が成立したと評価されよう。このような徳政をめぐる闘ぎ合いのなかで成立した紀州惣国は、一向一揆による自治を経てピークを迎え、1585年の統一権力による軍事侵攻「秀吉の平和」により終止符を打たれたのである。

【キーワード】 徳政、神領興行、南部荘、^{みなべのしょう}蒙古襲来、勸進聖

問題の所在—「中世的支配」とは何か

古代文献史学・考古学との共同研究「古代における生産・権力・イデオロギー」において、主に古墳時代～国家形成期における民衆支配の有り方について検討された。日本中世の社会史を研究する私にとっては、日本古代の支配（生業・技術・イデオロギー）に対して、日本中世社会に固有のそれを提示する事が求められた。

共同研究においては、中世の生業と技術について考察し〔海津 2007 a〕、さらに権力・武力について、刀狩をめぐる研究動向を踏まえて公表した〔海津 2008〕。古代史研究者との接点をもとめて、素材は紀国造家・日前国懸神宮—出雲国造家と並んで現代に生きる日本最古の「旧家」—の転生過程とした。そこで考察した主要な論点は、日本の中世社会の諸技術（開発・土木・医療・芸能から戦争）が、呪術・宗教勢力と不可分の関わりをもつこと。それゆえに国家の支配層は宗教権力であることを特色とすること。そのような社会は、16世紀の地域社会における民衆運動によって否定されていくこと（政治過程として秀吉権力による惣無事令発動と同一過程）などである。生業・技術・武力の面に関して重要な点は、このような社会が、古代の体制仏教が民間の勸進聖勢力を介して民衆化する過程で実現する、という点である。体制仏教のもとに編成された聖は、卓抜した諸技術を駆使して、社会事業から軍事にわたる幅広い分野で主導権をとりヘゲモニー装置を構成した。

このような中世理解は、いうまでもなく黒田俊雄氏の社会論（顕密体制論）・国家論（権門体制論）を基調とするものである〔黒田俊 1974・1975〕。文献・考古の日本古代史、および中国古代史・思想史研究者と交流する中で、あらためて黒田氏の歴史認識の有効性を再確認したものである。しかして、近年の中世史研究においては、多くの分野で黒田理論に対する批判的な検討が進んでいるように見える。それは一面では議論の精緻化と拡充をもたらすが、中には体制概念自体の否定を明示したものも見受けられる。ここでは、共同研究で得た巨視的な視野（日本とは？中世とは？）を前提に、あらためて中世の支配イデオロギーと民衆運動を俯瞰したい。この課題を選んだ理由は、ごく近年に、顕密体制論による支配イデオロギー理解に対して、多くの批判的発言が加えられて研究が活性化しているためである。この研究動向の紹介も兼ねて、中世紀伊国の具象を提示することで論争に参加したい。⁽¹⁾

①……………変革思想「徳政」をめぐる争点

1-1 民衆的正当性と社会史研究

日本中世の民衆運動を考える上で、「中世の政治社会思想」として徳政に注目した笠松宏至氏の研究が大きな転機となった〔笠松 1976〕。徳政とは、中国の儒教思想・天人相関説であり、天災を除くために天子は善政を施さねばならぬとする復活の政治思想である。本来支配イデオロギーであるはずの徳政が、日本中世における民衆運動の思想となる。明らかにしたのが入間田宣夫・千々和到・酒井紀美・峰岸純夫諸氏ら社会史研究であり、その成果は1981年刊行の『一揆』五巻本（東

京大学出版会)に結実している。徳政は読み替えられて受容され、逆に権力を規定していくという筋道が示された〔徳政の研究史は佐藤和編 1995・P 75〕。

1970年代の人民闘争史研究において、起請文は民衆支配のための呪縛の装置であることが強調され、そのクビキを解き放つところに思想上の成長と解放が措定されてきた。だが、顕密体制論にたつ入間田宣夫氏は、アジア世界に普遍的な民衆の正当性の論理として、起請文の仏神を確認し、荘園制下の民衆運動を再定義した。一味神水の連署起請・訴訟・逃散の一連の「徳政」要求は、領主権力をもってしても犯すことの許されない神聖な権利＝「作法」(手続き)として認識されていたことが豊富な具象によって明らかにされたのである。かつて、住人百姓等解から名主百姓申状へという発展段階(つまり闘争の成果)と理解したものを、入間田氏は11世紀荘園制の形成時点で確保されていた構造であるとして対置した〔入間田1980〕。この理解は、黒田説を発展させて、荘園制下の百姓組織に顕密体制を定着させていくシステムを見出し、中世体制仏教の民衆化の筋道を明示した平雅行氏や細川涼一氏らの寺院社会史研究と共鳴しあって民衆世界の実相をえぐった〔平1992・細川1987〕。これと、軌を一にして、百姓申状の成立を荘園制下の法的権利にもとづく制度であることを実証した研究があらわれ〔蔵持1980〕、荘家一揆は荘園支配を維持するための支配装置のひとつとする評価もなされるに至る〔山本1994〕。徳政という「変革」思想の発見に前後して、中世百姓身分の法的制度的な地位が明らかにされ、直面する課題と政治的な環境が明確になったのである。こうして、荘家一揆が「漸進的な闘争の成果」「個別から広域への闘争発展」などと単純にいえなことは、社会史以後の1980年代の研究者にとって常識的な前提となったのである。

1-2 地域社会論から宗教構造論へ

中世百姓身分の法的制度的な地位が論じられるのに平行し、中世在地社会(農山漁村など村と町)の実態―自力救済の主体としての法人格の諸相が明らかにされた。中世の一揆は、階級闘争としてではなく、種の生存のための闘争(近隣との山・水論＝ナワバリ争い)、自然との闘争(飢餓と飢饉の神殺し)として組み直された。1990年代歴史学研究会中世史部会に結集した研究者から先鋭的に提起された地域社会論である〔稲葉・田中1995〕。

この流れは、社会史以後の民衆運動の研究に対して必ずしも明確なスタンスをとってこなかった。階層間の諸矛盾を前提に議論する運動論に対して、在地社会論は群れとしての共同性を重視した議論に傾く。前者が中世前期中心に盛行し、後者は後期村落が主軸のため、交わることが少ないという事情もあったかもしれない。「村の自立・実力」という類の表現で、中世百姓の一揆の力量というレベルで接木をしている印象が強かった。だが近年、宗教社会論・歴史環境論を標榜している若手の研究グループの中から、この問題に対する積極的な発言が出され始めた。

荘園鎮守など在地の宗教構造を分析した苺米一志氏は、中世民衆は荘園領主のイデオロギー支配を一元的に受けるものではなく、顕密仏教のもとで安穩を実現した自立的存在であるとし、平雅行氏の専修念仏(異端)理解を批判している〔苺米2005〕。論理的な帰結として、顕密体制論が体制仏教改革派として異端派から切り離れた集団を、民衆の願望を担うものとして高く評価している。具体的には、重源・叡尊教団などの土木工事・葬送や殺生禁断等の施行行為の積極面(民衆の安穩実現)である。イデオロギー支配にひれ伏すほど中世民衆は脆弱か、と問う苺米氏は、入間田宣夫

氏の「逃散の作法」(徳政思想にもとづく神聖な権利)説を引いて「荘民の力量」を強調した。なるほど、入間田氏の理解以後、その影響下で、民衆神学や惣村神話として土着信仰の積極面(体制仏教への変革性)を主張する研究が提出されている[早くは誉田1994]。近年では、佐藤弘夫氏が支配イデオロギーか反抗の精神基盤かの二元論的発想を否定し、支配者・被支配者の双方が別世界にいる究極者の権威を取り組まんとする独自の世界観(神仏習合観)を持っていた、として顕密体制論を正面から批判している[佐藤弘⁽²⁾2005]。苅米氏の研究は、明言されていないが、これらの研究のライン上に位置しているのである。

苅米氏の研究と平行して、関心を共有すると見られる坂本亮太・川端泰幸・高木徳郎ら諸氏の一連の研究が出された。高木氏は、歴史環境論の視点から生態系と生産構造に注目し、荘園領主による山野支配・殺生禁断令を取り上げる。この一連の措置が一面で徳政の側面をもつことを示しつつも、宗教領主のヘゲモニー装置を強調した[高木2003]。川端氏は、地域の神仏習合の具体相を追求する研究の中で、民衆の成長に対する宗教領主サイドの対応として地域寺社の掌握をみる[川端2006]。坂本氏は、地域社会の宗教構造を総体からみていく方法を模索し、在地祈願所論によって荘園鎮守を相対化した。荘園を越えた広域寺院ネットワークを見定めて近世社会を射程において顕密体制の変容過程を明らかにする[坂本2001]。いずれも土一揆など広域闘争が形成するという14・15世紀を民衆世界に密着した視座から見ようとした仕事である。3氏共に、自らの分析概念について、イデオロギー支配の側面を慎重に点検吟味しており、苅米氏のように民衆の願望を担う類の表現で宗教権力を安易に評価・免罪したりはしていない。だが、誤解を怖れずに単純化するなら、民衆の成熟に対して、反作用として宗教権力が再建を模索するという、かつての領主制諸段階説に近いレベルの権力理解—人民闘争史研究以前の権力対民衆の図式—に陥ってはいないだろうか。3氏とも小百姓の成長による村落結合の強化、惣郷の形成など佐藤和彦氏・小山靖憲氏らの認識を前提にしているかに見える。地域における徳政興行の民衆運動と体制仏教改革派の動きについては、その相互関連を重視しつつ、目的意識的な事例研究によって追求せねばならない。その上で、顕密仏教自体を民衆の変革思想とし、その改革派を積極評価する苅米氏の顕密体制批判が妥当であるのか、あらためて問いたいのである。⁽³⁾

②……………鎌倉期高野山領荘園の徳政一揆

2-1 飢饉のもとの実力行使—逃散・徴符・又損免—

紀伊国南部荘(現日高郡みなべ町)は、承久の乱以後、地頭請所荘園の典型として著名な金剛峯寺領荘園である。下司跡に入った地頭は、三浦氏・二階堂氏・北条氏と鎌倉幕府の重職が任じられた。さらに山名・大内・畠山といずれも紀伊守護が兼務しており、中世を通じて守護領となっている[研究史は海津編2002]。

このような幕府枢要の武家領において、実に興味深い一揆が発生している。1240年(仁治1)は全国的な飢饉・旱魃であり、とりわけ紀州は深刻な大旱魃となった。本所の金剛峯寺は請所を停止し、9月20日には検注使節を派遣した。一般に天災等に際して、百姓側の要求に基づいて毛見

の使節が下向する。南部荘でも、収納にあたって減免等の徳政を行なうための使節が出されたのである。ところが、南部荘公文の注進状によると、惣百姓らは使節に会うことをせず、27日になってようやく荘家に集まったものの、内検を急ぐようにという催促に対して、「を、やうの御荘のそんまうして候事ハ、御らん候らん、御めしものか、なうましく候へハ、百姓ハいてあい候はし」と主張して散じたという。百姓の言葉は、「大略損亡なのは見ればわかるだろう。公事は納められないので取帳作りには参加しない」と訳せよう。⁽⁴⁾ 荘家に出頭しないというのは領主と認めない、逃散闘争の一形態であり、南部荘惣百姓は一揆して拒絶したことになる。⁽⁵⁾ 万策尽きた公文は京都に登って本所の指示を仰ぎ、「御年貢4品中の桑代銭は半免、綿布は三分二免、その他全免」の決定を得たという。しかし、百姓等はさらに徴符（領収になる徴収符）を出すようにくりかえし主張して譲らなかつた。「少分の年貢をば、いかにも励み候て、忿ぎ上せ申候はん」、「ミヤナハ未だ水の少し多く候、今十日はかりに、上せ参らせ候はん」など、徴符の差入れを条件とする延滞闘争が続いて⁽⁶⁾いた。

幸いにも、この年の内検帳が残り、その紙背文書として百姓申状・荘官注文等が偶然にもまともって伝来した。内検帳の記載から、南部荘のうち新荘・吉田・上城・山田・埴田の方々一帯が順次内検されており、その日付けは9月20日から10月22日までの約1か月である。9月20日に新荘鎮守の大歳森から取り始めるが、即日に検注作業は断絶して帳簿は廃棄され、9月23日に別帳を用いて再開したが再び中断。10月1日まで作業の空白期間がある。これは、先の公文の注進状の内容と一致しており、南部荘百姓が逃散闘争により敵対した事実を示している。この内検帳には、山内など港湾部分と本荘地区が欠損しているのも、一揆の主体は山内・本荘だったことが推測される⁽⁷⁾。また、検注の完了している在所でも、「又損五十歩」など損免が重ねられたことを示す訴訟闘争の足跡が随所に確認される⁽⁸⁾ [高橋 2002]。旱魃による壊滅状況において、「御らん候らん」「かなうまじく候」という領主の内検をも拒否するという南部惣荘の強烈な意志が明示されたことが注目される。西谷地晴美氏の研究によると、中世成立期以来「天下一同旱魃時には官物を半分収めれば良い」という大法（国例）が存在していたという⁽⁹⁾ [西谷地 1998]。武家領下の南部荘においては、1240年というきわめて早い段階において、実力行使による徳政の要求が領主に突きつけられていたことがわかる⁽¹⁰⁾。その主体は、地頭・公文を交えない惣荘の百姓身分であった。

2-2 荘園一宮創出の直訴運動—繩手の訴・荘家の訴・京都の訴—

このような南部荘百姓の運動はどのようにして発生してきたのか。手がかりとなる事件が同じ紙背文書中に見出せる。検注拒否事件において運動の中心をになった本荘百姓の一宮所当の拒否事件である。事件は、仁治の検注拒否事件よりややさかのぼり、三浦氏が地頭になって後、預所代始め検注が実施されたときのことであった。飢饉時の内検とは異なり、代始めの検注は文字通り「御代（世）替わり」であり、中世社会においては「古き良き世の復活」すなわち秩序の再建・再編の時空と観念された。荘園へ派遣される使節は徳政の使として政治改革を演出し、荘園側も三日厨等で歓待することが慣習であった [笠松 1983・盛本 2008]。南部荘においては、その時空において以下の事件が発生した。荘園に下向していた預所正員に対して、本荘百姓側より荘園一宮の祭田に関する直接申し入れが行なわれたのである。

のちに「提出」された百姓申状によると、「きみのいらせ給候て、御けんちうの候しとき、申上まいらせ候しかハ、御ちやうにあるらん、みてニはから□んと、おほせかふりて候し」という。⁽¹¹⁾「きみ」の代始め正検注において、詫言を申上したところ、「御詫にあるらん。御手に計ら(わ)ん」(ないし「御帳にあるらん。見てに計ら(わ)ん」か)という返事を得たというのである。詫言の内容は、同じ申状によると、鎮守の一宮に八幡免を設定してその祭田に播磨兼丈の田を当てるという先代以来の慣習措置の確認要求である。この措置は、「かつき殿のたのなわてにて申候しかハ、もともさるへきこととて、はりまけんちやうのたをひき候へきよし、おほせかふり候て、とし、ニひかせたまい候」というように、荘園内耕地の検注現場にて使節の太郎殿と百姓等の間で交わされた具体的なやりとりとして説明されている。ところが、結局「きみ」の代になって、この約束は守られず、公文による一宮所当の催促が「夜・昼付居」で執拗に繰り返された。これに対して南部本荘百姓等は有姓者4名の連署申状(折紙・全員略押)を作成して上洛し、京都において「きみ」の裁許を得て戻る。申状の記載のなかで、もっとも注目される主張は「きみのはしめていらせ給て候へハ、そのさきさやうに候はすとも、はしめ候て□、さやうにこそ候へく候へと、百姓等なけき申上まいらせ候」という結びの文言である。代始めの検注で「きみ」にお目見えして詫言した時の「きみ」の約束が履行されず、一宮所当が荘官から苛法に責められている事をなじった後の申詞である。「きみ」の代始めなのだからたとえ前例でなくても認めてよいだろう、との主張である。前例を正義(新儀は非法の代名詞)とする中世社会において、唯一の抜け道は過去への回帰、徳政復活であった。ここでは、領主の代替わりという徳政興行の時空を選んで、荘園住民が公然と新儀を実現しようとしていた事実が明らかになる。領主の支配イデオロギーである徳政は、このようにして地域の変革の論理に転換したのである。京より戻った百姓等は、「なに事もみなたまわりたり」と触れ回り、荘官公文の問合せには一切応えずに未進を続けたという。⁽¹²⁾本荘百姓等の徳政一揆であった。2-1でみた仁治の検注拒否の動きは、本荘に起こった徳政の一揆が、飢饉状況のもとで全荘規模のひろがりを見せたことを示すものである。この事態は形式的には荘家一揆・惣荘一揆であろうが、その内実と要求内容を見れば広域闘争、徳政一揆といって何ら不都合はなからう。

事態の広がりや、当初から惣荘規模の運動が存在しており、単に文書の形式から闘争主体や訴訟制度を判断する事の危険性を示すものであろう。読み取れる事は、あくまでも非常時手続き規範のうちのごく一面であった。当然の事ながら、事件の内実と広がり・影響を分析する事を主にすべきなのである。

2-3 小 括

- ここで、鎌倉期南部荘における検注をめぐる民衆運動について着目される点を整理しておきたい。
- 1) 南部荘本荘においては預所正検下向という「代替わり徳政」の機会を捉え、地頭・荘官を排した百姓組織が、田頭での訴、荘家政所での訴、京都への上洛訴訟など「きみ」への直訴を繰り返して、一之宮の免田設定や料飯給付(材木炭出し・海草採り夫役への食功)という要求を貫徹した。その際の主張は、前例がなくとも「きみ」代始め故に始めよ、という徳政要求であった。
 - 2) 提出された百姓申状は名主殿原層4名の連署折紙であるが、地頭・荘官ルートを介さない上京直訴状だった。その背景には民衆的な正当観念にもとづく、「本荘」規模の広範な要求があり、

訴訟・逃散闘争が平行していた。文書様式や残存状況のみから荘家一揆の歴史的な性格を議論するこれまでの方法には問題がある。

- 3) 1240年仁治の大飢饉において、本荘百姓を中核とする徳政要求は、郡規模荘園である南部荘の全域に拡大した。本所から下向した検注使を拒否するという惣荘の徳政一揆、不出仕の逃散闘争が続いて、半免～全免の飢饉時の徳政大法を引き出した。

以上、鎌倉前期の段階においても、徳政の条件が整うならば、徳政一揆の広域闘争が発生しうることが明らかになった。そして、その焦点は、百姓らの進止下にある寺社免田を創造するという荘鎮守の創生運動として始まったのである。史料上、公文の注文には「一宮所当未進」が弾劾されているにすぎない。偶然伝来した申状により百姓免神田へ強烈な要求が明らかになった。⁽¹³⁾この時期、各地の荘園で見られる地域寺社所当未進の背後には、南部荘の一宮免田要求のような惣有田確保のための徳政要求が伏在している可能性を見逃さねばならない。徳政という支配イデオログをめぐり、地域寺社を舞台にして諸勢力の間で熾烈な闘争が戦われていたのである。

③……………土一揆・一向一揆・惣国一揆の徳政

3-1 起請塚 ——一揆の世界——

代替り・飢饉時の鎌倉時代に高揚した徳政状況は、どのように推移したか。中世後期、南部荘は紀伊守護の拠点となり、守護所代官の城が作られた。紀伊は所謂「半国守護」の体制で、口郡国と奥郡国に分割され（時期により境界は移動）、日高・牟婁郡界の要衝地にあたる南部荘は紀伊奥郡守護の側の代官所であった。海道沿いには鑄造工房を城砦化した「民衆の城」が築かれ、平野を見下ろす丘陵には山城・平須賀城が縄張りされた〔海津 2007 b〕。守護畠山氏は応仁の乱以後内紛をくりかえし、下剋上により現御坊市の国衆である湯河一族が力を伸ばしていく。湯河氏は雑賀惣国と軍事同盟を結んだ紀州一揆の中核であった。

住民による自治は本荘の御霊宮（のち荘鎮守・現須賀神社）を中心として全荘規模に拡大し、その実力の一端は文安四年（1447）三月五日付の惣有山に関する置文（現存木札）によって示されている〔海津編 2002 p右 126〕。宮山を中心とする広大な範囲が「ごぜんの山」すなわち御霊神の地とされ、その利用に際して8カ条のさまざまな規制が定められていたことがわかる。しかもその掟は「守護所も檀那に候」として、守護をも従わせるというものであった。⁽¹⁴⁾15世紀前半という早い時期の木札実物、しかも注目すべき内容の惣掟が伝来したのである。その他にも11点もの中世の棟札があり、遅くとも14世紀末段階には南部荘鎮守として確立していたに相違ない。

この境内・神前瑞垣前の一隅には、一味連署の起請文を認めて壺に入れて地中に埋めたという「起請塚」の自然石が残っている。なんと、16世紀（天文年間）一向一揆が平須賀城の城主野辺氏（守護畠山氏被管）を攻めるに際しての惣荘寄合時の儀式であったという。惣荘十五村の村令・尋常百姓が「連判之起請文を誓定して御霊宮馬場末に埋め置く」とあり、一揆に攻められて平須賀城は落城したと伝える。一揆蜂起に際して起請文を焼いて飲みまわすという一味神水の儀式は、〔勝俣 1982〕や『一揆』の共同研究によって、神に共同意志を伝える神卸しであることが明らかにされ

た。これは徳政が民衆の正当性の回路を獲得する上で、不可欠の手続きであるという。南部荘の地には、やや変形した形でこの儀式が伝承されたのが明らかである。慎重な検証を必要とするが、あるいは地中に埋めるという形が、神に意志を伝える古態の作法の可能性も考えるべきであろう。支配権力の中枢である南部荘は、かたや紀州惣国一揆のシンボルともいえる中世民衆運動「徳政」の舞台でもあった。

3-2 転換期の民衆運動 十万人上人の神領興行

鎌倉期の徳政一揆から応永期の惣国一揆へ、という南部荘の大きな転機は、史料で見る限り、モンゴル襲来から元弘の大地震の時期における在地変動の中で起こっている。その様子をまとめて示したい。(補註)

唐招提寺の円覚上人導御(のち融通念仏宗祖・京都の壬生狂言を創始と伝)は畿内の都市部で教線を拡大した新興勢力・真言律宗教団の有力者であるが、その勸進帳には105,691人の信者のなかに「紀伊国日高郡南部荘 百七十四人」が記される。布教の時期は文永八年(1271)から建治二年(1276)の間のことである。律宗は南都六宗の一つであるが、叡尊・忍性・導御ら社会事業を推進した改革派勸進僧によって復興され、蒙古襲来の不安な世相のもとで異国征伐や聖域回復を進めて爆発的に流行した新興宗教である。融通念仏の布教で「十万人上人」と呼ばれた導御は、奈良・京都を活動拠点として山城・大和・河内・摂津4国の津・港など都市的な場に信仰を広めた。勸進帳のうちで、4国以外は紀伊南部荘のみである。南部荘は奈良・京都・大坂に並びたつ鎌倉期の都市であったことがわかる⁽¹⁵⁾ [井上2004]。

南部荘では地頭代蓮仏夫婦らの「文永十年」銘(1273)の板碑群が「安養寺屋敷」とよばれる港湾都市集落域に集中的に造立されている。導御の率いる律宗教団が、南部川の河口の王子社門前・且過堂の一带で大々的な興行をおこなった際に作られたことはまちがいない。安養寺は恵心僧都(源信)所縁の霊跡として、導御ら勸進集団による善政復活(徳政興行)の中心とされた。この安養寺は件の「起請塚」のある本荘御霊宮と密接な関係を持ち、南部荘の宗教ネットワークの中核を構成した(近世には別当寺)。御霊宮が中世後期に荘園鎮守として確立する濫觴は、文永期における導御の布教、安養寺興行と考えると間違いない。

このような港湾部での動きと時を同じくして、「高田土居」「大井用水」「八丁田圃」など南部平野の中心部分においては大規模な「開発」が進められた。仁治飢饉時帳簿からは想定できない広大な計画耕地(条里型地割)が、例の少ない高度な河川灌漑技術(南部川堰から古川につなげる極端な緩勾配の横断用水)によって設計された。このような土木技術のみでなく、のちに「高田土居」の鑄造工房につながるような鍛冶・鍛造集団が集住している。律宗教団の率いる技術者集団が、高野山・地頭北条氏による荘園再建のために導入されたものである。このような村落再編成の動きは、大内義弘が守護として入部して高野山との間で一円下地分割の徳政を行なった14世紀末期までに終了していたと思われる。[以上津編2002・海津2007b]。

多様な可能性をもっていた鎌倉期の徳政一揆は、モンゴル襲来から元弘大地震に始まる内乱(後醍醐の討幕挙兵)⁽¹⁶⁾の過程で、体制仏教の組織する民衆運動に吸収され、荘園制のなかに内面化したと評価されるのである。このようにして、中央の最高権力と荘園鎮守に拠る民衆運動とが共存する

という中世後期に独自の惣国一揆が成立したことになる。

④……………まとめと課題—中世終焉—

紀伊国南部荘という高野山金剛峯寺の中核荘園における民衆運動を概観した。そこでは農民闘争や中世村落をめぐる通説と異なり、鎌倉早期以来、全荘規模の土一揆が発生して、在地領主（地頭・公文）からの夫役功食の確保と荘鎮守惣有地の獲得という新儀（権利拡張）が実現していた。荘園領主代替わりや天下飢饉という徳政の時空がこの運動を支える条件であった。モンゴル帝国の拡張（得宗・治天専制国家の危機）により、異国征伐の徳政を希求する民衆の要求は、紀州水軍の拠点である南部荘且過港湾における関東地頭（二階堂氏・北条氏）主催・導御上人勧進の融通念仏興行によって民衆運動に組織された。地頭屋敷一帯は、恵心僧正の聖地霊場として点定されて巨大モメント（南部型板碑）が立ち並び、港湾・都市の整備、高度の河川灌漑と鍛冶工房敷設など卓抜した技術が導入された。

一宮を変革実現の拠点にしようとした百姓と、聖地興行により御霊宮を荘鎮守に宗教ネットワークを廻らそうとはかった地頭・荘園領主（その尖兵である唐招提寺律宗改革派）との闘ぎ合いの末、後者の勝利によって畿内最高政治権力の拠点というべき南部惣国が成立した。顕密体制における徳政の両義的構造の完成形態であった。それは、一向一揆による起請塚の闘いをへて、「秀吉の平和」紀州惣国の滅亡により終止符を打たれたのである。

（補註） 南部荘については高野山大学図書館等に私が未見の南部荘関係文書がまだ存在していることが確認されている。今は欠けたパズルから生み出した自らの絵が、どのように書き換えられていくのかを知る日の来る事を、無上の楽しみとして俟ちたい。

註

（1）——この作業の前提として、日本中世の民衆運動の先行研究に関する理解を示すことが不可欠であり、最少限の言及をしておきたい。その研究史は、①階級闘争史研究の流れ、②民衆運動史研究への転換、③近年の歴史環境論・宗教構造論による社会史の動向と、おおよそ3段階で捉えることができるだろう。①から②への転換には黒田説の影響（諸分野への深化）が、②から③へは黒田説批判の潮流が関係する。

（2）——佐藤弘夫氏の近年の関心は民衆世界の信仰内容解明に移り、霊場論や偽書論として展開している。中世神国思想の積極面（近代との相違）に言及したのもこの点と関係していると思われる。氏の研究の原点は、顕密体制下の民衆支配と異端としての日蓮宗の相剋であった〔佐藤弘 1994〕。中世民衆運動を体制内闘争と前衛闘争とに区分するという私の理解は、氏の民衆

運動論に学んだものである。氏の最近の仕事については、土着信仰の積極面（体制仏教への変革性）を主張する民衆神学論・惣村神話論・松尾剛次説の鎌倉新仏教論との関係が私には読み取れず、評価を保留したい。

（3）——中世民衆のなかに顕密体制を打倒する要求がないことと、彼等が実力をもつ存在であることは必ずしも一致するものではないだろう。改革派の諸活動が、中世民衆にとってさまざまな弊害と差別をもたらし、その影響が今日まで及んでいることを思うなら、菊米氏の立論は短絡的に思える。私にとって何よりの問題は、神戦にみる呪縛である。最近、佐藤弘夫氏は神国思想の積極面を強調する（近代思想との相違点）という手法から論陣を張っている。理解できるところもあるのだが、やはり危険を孕む主張にみえる。それだけに、いまこそ中世民衆運動の思想として、顕密主

義・顕密体制論との距離を測りながら、中世一揆の転換を問うことが課題になるだろう。

(4)——仁治元年九月二十八日 河上権四郎(南部荘公文か)申状(高野山文書・又続宝簡集五一・一〇二七〔海津2002〕所引 四ノ2号))

かしこまり候て申あげ候、

一 御荘のそんまうのあいたの事、百姓等きのふまで事ゆかす候て、ゆゝしくて候つるか、きのふ廿七日、百姓あつまり候て候しかは、いくたひもないけんをとくへきよし候しかとん、を、やうの御荘のそんまうして候事ハ、御らん候らん、御めしものか、なうましく候へハ、百姓ハいてあひ候はしと申候しかは、ちからをよはずして、いそきのほりなんすれハ、御ねんくよしなかうちしろと、くわしろハ半分、わたぬのハ三分一まいらすへきよしにて候、さてそのほかのいろゝ、ハめんせられ候へきやうにて候へハ、そのやうニうけをい候てのきて候、てうふをこわれ候を、公文とは申候へとん、ちとう御したいにて候、そのうへニてうふハちとうの——(紙継目)——

(大日本古文書は、三号をこの文書の札紙とするが、三号の直後に発給されたものだろう)

(5)——このような荘家不出仕の意味を明らかにした最初の仕事は、〔新井孝重1980〕であり、逃散闘争のなかに明確に位置づけたのは〔黒田弘子1987〕である。

(6)——仁治元年九月 河上権四郎(南部荘公文か)申状札紙書(高野山文書・又続宝簡集五一・一〇二七 同前〔四ノ1号〕)

(札紙端裏書)「河上こん四郎ふみ 到来仁元九廿七日」
追申上候

てうふの事をいそき候事ハ、百姓ら候て、せうふんのねんくをは、いかにもはけミ候て、いそきのほセ申候はんと申候て、かやうに申候也、うまのくさも大事に候、えし候はぬ事をも、せいゝと御むつかしく、色□申あふへく候也、いま十日はかりニ、のほせまいらせ候はんと申候也、

一 みやなはいまたミつのすこしを、く候と申候、来月二日二日のほとにて申候はんすらん、せんなく、をしやうそく候へし、あんないを申候へく候、

(余白)

(7)——この仁治元年南部荘内検田取帳は、農民闘争のもとで作られたため、未使用・未完成「野帳」を反故紙にして使用し、寛喜飢饉時の古帳に損分を朱筆で全面に記載するという異様な外見と構成になっている(〔海津編2002〕, p 86-91)。

(8)——帳簿に見る損免闘争については、〔高橋傑2002〕参照。

(9)——平安遺文3546号大和国高殿荘の事例。なおこれを引いて「非常時の法とした」〔藤木久志2001〕も参照。藤木氏の収集史料データベースを参照すると、12200614(伊賀薦生荘)・12521110(紀伊荒川荘)・12880410(美濃大井荘)・12930913(撰津国例)・12961205(讃岐仲村荘)・13060917(若狭太良荘)などでも、半免・三分一免の徳政要求事例があり、飢饉大法の存在が確認される(〔藤木編2007〕。数値はグレゴリオ暦欄)。

(10)——中世の一揆においては、損免を確認させるための実検使下向要求が主流であり、南部荘のように損免確定の内検作業自体を拒否した事例は少ない。大和窪荘百姓申状で、預所得分について国平均之大損亡には実検によらず免除准例があるとの主張が見られる(註6 藤木編2007データベース・1278062大和窪荘)。また備前金岡東荘百姓申状では、別納田を内検以後に刈り置いたとして本所側が損免を認めないことを弾劾した例がある(13740121備前金岡荘)。なお南部荘の事件についても、その舞台が地頭三浦氏請負の金剛峯寺領以外の預所別納地(たとえば五辻斎院系領等)の可能性を想定すべきであろうが、内検の範囲が本荘を除く広域に及ぶために惣荘一揆と認定した。

(11)——この申状は平仮名書き書状様式の折紙であるが、事書部分は所謂言上状の様式をとっている。最近、百姓申状の中の2類型が議論されているが、折衷的な様式と言える。書判する4名は上洛した百姓と思われる(後述)。簡略な内容の折紙であることも、地頭公文を介する事のない百姓等の直訴状であることと関係する。なお紙背文書として偶然に伝来したものである。他の荘官申状は「畏申入候」で始まる書状様式の請文である(後の注6参照)。ここに全文の翻刻と読み下し案を引用する。写真版は〔海津編2002〕のグラビアを参照のこと。

南部荘本荘百姓等申状(折紙)(高野山文書・又続宝簡集五一・一〇二四〔海津編2002〕所引一号))

本荘百姓等謹言上

右子細ハそのさき、こらうひやうゑ殿、かん三郎、たらう殿御とき、いちのミヤと申まいらせ候ミヤニはしめ候て、ひやくしやうらかみの御いのりにも御しやうの御いのりにもと申候て、月ニふた、ひのよミとりをはしめ候て、やわためたて□ところに、さんまいことくのことを候へきと申候て、五郎ひやう [] ぶ

らう、たらう殿□けんちう本荘の候しとき、□ちたのかつぎ殿のたのなわてにて申候しかハ、もともさるへきこととて、はりまけんちやうのたをひき候へきよし、おほせかふり候て、とし、ニひかせたまひ候いき、こむねんきみのいらせ給候て、御けんちうの候しとき、申上まいらせ候しかハ、御ちやうにあるらん、みてニはから□んと、おほせかふりて候しニ□□、た御ちやうにも候やらん、おほせもえかふり候はす候、御たいくわんかはうにせめさせたまへとなけき申候、きみのはしめていらせ給て候へハ、そのさきさやうに候はすとも、はしめ候て□、さやうにこそ候へく候へと、百姓等なけき申上まいらせ候、御はからい候て、おほせをかふり候てあんのおもひをなし候へく候、おそれ、申上まいらせ候、恐々謹言、

十二月五日

紀 貞永 (略押)

山城久宗 (略押)

藤原恒包 (略押)

紀 行末 (略押)

(読み下し) 本荘百姓等謹んで言上す。

右の子細はその先、五郎兵衛殿・かん三郎・太郎殿御時、一之宮と申し参らせ候宮ニ始候て「百姓等上の御祈りにも御荘の御祈りにも」と申し候て、月に再びの読取を始候て、八幡免たて(候カ)処に、「散米如くの事を候べき」と申し候て、五郎兵衛(衛殿・かん三)郎・太郎殿(御)検注本荘の候し時、□ちたの上総殿の田の賑にて申し候しかば、元も然るべきこととて、播磨兼丈の田を曳き候べき由、仰せ蒙り候て、年々に曳かせ給い候いき。今年君の入れ給い候て、御検注の候し時、申上げ参らせ候しかば「御説にあるらん。御手に計ら(わ)ん」と、仰せ蒙り候しに(いまま)だ御説にも候やらん。仰せもえ蒙り候わず候。御代官苛法に責めさせ給へ等歎き申し候。君の始めて入れ給いて候えば、その先左様に候はずとも、はじめ候て(候)。左様にこそ候べく候へと、百姓等歎き申上げ参らせ候。御計らい候て、仰せを蒙り候て、安堵の思いを成し候べく候。恐れ恐れ申上げ参らせ候。恐々謹言。

(12)——南部荘公文某申状(高野山文書・又続宝簡集五一・一〇二二号〈同前二号〉)ここでは、私の理解を明示するため、読み下し案(仮名書き書状に漢字を当てた)を付す。

畏候て申上候。御荘の事、京より百姓等罷り下り候いて、「(何)事も皆給わりたり」と申候て、御御裁定のものをも尋ね候も、え参らせ上げ候はず候。夫の間の

事も「配札の下り候はんずれば」と申候て、夫をも立て候はず候。又、先規の木炭を積み候んずる船、三栖の船に積むべき由、仰せは罷り蒙り候て、夜昼[]候へども、未だ罷り下らず候えば、[]なり候いたり。何時の船に積めども、いそぎ仰せを罷り蒙り候いて、算段仕り候べく候。又、「御材木徒歩持にし候へ」と、百姓等に夜昼申候へども、御方料飯を欲張り候いて、つやつや持ちにも入り候わず候。如何様にも御計らい候いて、仰せを罷り蒙り候いて、算段し候べく候。一 仰せを罷り蒙り候し埴田の百姓に、料飯を給い候て、先には海草は参らせ上げて候。当時料飯を給い候て候も、御(方カ)御下臣に責められ候て、腫れ噴き候て、起きも上がり候いぬ間、いかに申し候へども、つやつや叶い候はず候こそ恐れ存じ候。

一 寺地カ御名田の御所当、「御国正檢せられ候いて六斗充てに皆罷り(な)りて候」と申候て、今一石六斗あまり納め候はで京へ罷上り候。「それまで申し[]候わん」と申し候。又、「輪郭は上の御もの[]かり預りて候へば」と申し候て、この[]等にも綺う事も候はず候。[]参候て申候わんずらん、御心[]に斯様に申し上げ候。

一 (ノ宮カ)の所当も□□未だえ納候はず候。御名田の御所当も未だ納め候はず□、夜昼突入候て責め候へども、御方へ納め候はず候。御檢注の時もえ承り候ず。又、「[京にて相計らわう]と仰せ候」と承り候て候わんずらんと存じ候て候へども、左様にも候はで「所当の高方かく罷負て候」と申し候て「シロシキタイにても納め候わん」と申し候へども、(仰せ)を罷り蒙り候はねば御方叶い候まじと[]候へば、京へトウキ房が参り候へば、申し上げ候わんずらん。忿ぎ仰せを罷り蒙り候て、散田仕り候べく候。

一 御所当の員数記し申上げ候て後、御方夜昼責め候へども半分納め候はず□(後欠)

(13)——一宮は現在東本荘の惣鎮守となっている日吉神社で、平野部の最上流井堰「一ノ井」や本荘の市場と関係が深い。室町期になると、対岸の西本荘にある御霊宮(現須賀神社)が南部荘鎮守として姿を現わす。この間の変化には、次章でみるごとき紀州顯密仏教改革派の神領興行運動が介在すると思われる(後述)。

(14)——〔海津編 2002〕グラビア写真 19 参照。

定申事実也、

こほんまつまで

一、山之事、このこせんんの山ハ、そとのとりいよりやかたのついしのはなまで、このこせんんの山なり

一、くすの木よりくわ谷のはしのも□まで、このせん
のしきなり、
一、くわ谷のあおきさいめにて、上のおそねまで、こ
のこせんの山にて候、
一、こんせんの上山あおきをさいめにて、きたへこの
せん山にて候、
一、たんなの事、新庄村ねあがりのまつおさいめにて、
山内まで、このこせんのたんなにて
守護所もこのこせんのたんななり、
一、山田もこのこせんのたんなにて候、
この神主のまゝなり、
一、ミヤもりの事ハうは一こにて候、このむねハのち
の神主のまゝにて、
一、ついたちのせんくあるへし、これもうは一こにて
候、このほかいづれの人もいらんあるまじく候、
(ママ)

文安〈二二〉年〈丁巳〉三月五日 敬白
(読み下し)

定め申し事実なり、
一 山の事、この御前の山は、外の鳥居より館の築地
の端までこの御前の山なり、五本松まで、
一 楠の木より桑谷の橋の下まで、この御前の敷なり、
一 桑谷の青木を境目にて上のおそねまでこの御前の
山にて候、

一 御前の上山、青木を境目にて北へこの御前の山に
て候、
一 檀那の事、新庄村根上りの松を境目にて山内まで、
この御前の檀那にて、守護所もこの御前の檀那なり、
一 山田もこの御前の檀那にて候、
一 宮守の事は、うは一期にて候、この旨は後の神主
のままにて、この神主のままなり、
一 朔日の膳供あるべし、これもうは一期にて候、こ
の外いづれの人も違乱あるまじく候、

文安四年丁卯三年五月 敬白

(15)——その内訳は山城国八〇五五四人、大和国一四
一七人、河内国一〇四七二人、摂津国三七四人、紀
伊国一七四人である。南部荘は、都とつながる特別の
地域であったことがわかる。律宗と幕府との関係を考え
るなら、関東～伊勢間とつながる太平洋海路における
西国の玄関口と思われる。

(16)——後醍醐は各地で頻発する天変を見て討幕を決
意する。天が徳の欠けた王を見放したとする天人相
関・放伐思想の典型例である。南部荘においては大地震
によって千里浜の干潟が二町にわたって隆起して岩
場になったという奇跡をみたという(『太平記』)。鎌倉
時代においては得宗北条高時が「天子」であり、後醍
醐はその名に値していない点にも注意される。

参考文献

- 新井孝重 1980『中世悪党の研究』吉川弘文館 1990、3部2章
井上幸治 2004「円覚上人導御の持齋念仏人数目録」『古文書研究』58
稲垣泰彦 1981『日本中世社会史論』東京大学出版会
稲葉継陽・田中克行ほか 1995「『地域社会論』の視座と方法」『歴史学研究』674
入間田宣夫 1980『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会 1982 1・2章
海津一朗編 2002『中世再現 1240年の荘園景観』和歌山中世荘園調査会
海津一朗 2007a「中世日前宮の成立と民衆運動——紀ノ川河口部の開発と村落」
(木村茂光編『日本中世の権力と地域社会』吉川弘文館) = 原型は共同研究口頭報告
「中世日前宮権力による和歌山平野開発・紀ノ川下流域灌漑史ノート」(2005年12月)
海津一朗 2007b「『民衆の城』の社会史」(阿部猛編『中世の支配と民衆』同成社)
海津一朗 2008「中世惣国の終焉—秀吉の奇跡—」(広瀬和雄編『支配の古代史』学生社)
海津一朗編 2008『中世終焉』清文堂
笠松宏至 1976『日本中世法史論』東京大学出版会 1979 第7章
笠松宏至 1983『徳政令』岩波書店
勝俣鎮夫 1982『一揆』岩波書店
苺米一志 2005『荘園社会における宗教構造』校倉書房
苺米一志 2006「中世前期における地域社会と宗教秩序」『歴史学研究』820(大会報告)
河音能平 1964『中世封建制成立史論』東京大学出版会 1971 4章
川端泰幸 2006『日本中世の地域社会と一揆』法蔵館 2008 2章

-
- 木村茂光 2007 『『百姓等申状』覚書』(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版)
蔵持重裕 1980 『日本中世村落社会史の研究』校倉書房 1996 5部1章
黒川直則 1979 「惣的結合の成立」『歴史公論』46
黒田俊雄 1974 『日本中世封建制論』東京大学出版会
黒田俊雄 1975 『日本中世の国家と宗教』岩波書店
黒田弘子 1987 『女性からみた中世社会と法』校倉書房 2002年 1部1章
酒井紀美 2004 「中世法と在地社会」(『日本史講座』4, 東京大学出版会)
坂本亮太 2006 「中世荘園と祈願寺」『ヒストリア』198 (大会報告)
櫻井 彦 2006 『悪党と地域社会の研究』校倉書房
佐藤和彦 1979 『南北朝内乱史論』東京大学出版会
佐藤和彦編 1995 『日本中世史研究事典』東京堂出版
佐藤弘夫 1994 『鎌倉仏教』第三文明社
佐藤弘夫 2005 「神仏習合と神祇不拜」『日本史研究』511 (大会報告)
鈴木良一 1987 『中世史雑考』校倉書房
平 雅行 2004 「神仏と中世文化」(『日本史講座』4, 東京大学出版会)
平 雅行 1992 『日本中世の社会と仏教』塙書房
高木徳郎 2003 「中世における環境管理と惣村の成立」『歴史学研究』781 (大会報告)
高橋 傑 2002 「鎌倉時代の損免要求」(『鎌倉期社会と史料論』Ⅲ東京堂出版)
西谷地晴美 1998 「中世前期の温暖化と慢性的農業危機」『民衆史研究』55
藤木久志 2001 『飢餓と戦争の戦国を行く』朝日新聞社
藤木久志編 2007 『日本中世気象災害史年表稿』高志書院
細川涼一 1987 『中世の律宗寺院と民衆』吉川弘文館
誉田慶信 1994 「本地垂迹の体系と中世民衆神学」(『日本中世の政治と宗教』吉川弘文館)
盛本昌広 2008 『贈答と宴会の中世史』吉川弘文館
山本隆志 1994 『荘園制の展開と地域社会』刀水書房
脇田晴子 1986 「山城国一揆の自由通行」(『山城国一揆』東京大学出版会)

(和歌山大学教育学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2008年9月30日受理, 2009年2月2日審査終了)

Thinking on Popular Movements in Medieval Japan : The Process of the Formation of the Kishu-Sokoku

KAIZU Ichiro

In this paper, the author discusses the historical position of *tokusei* (cancellation of debts; lit: “virtuous government”) (reinstatement), an aspect focused on in thinking on popular reform in Japan’s medieval period. In addition to sorting through arguments presented in previous research, the author examines in detail historical materials on the Minabe-no-Sho *shoen*, which was the key *shoen* of Kongobu-ji temple on Mount Koya, that have recently come to light. Special attention is paid to the significance of the reformist group of Kenmitsu (exoteric-esoteric) Buddhism, the major point of contention in research on this topic.

In contrast to prevailing theory, although after the first half of the medieval period there were warrior uprisings across the entire Minabe-no-Sho *shoen* in Kii province ruled from Mount Koya which resulted in self-government with the tutelary Ichinomiya shrine as its base, this originated from peasants’ requests for *tokusei* when a new lord took over the *shoen* or when a famine occurred. These requests by peasants for *tokusei* during the tense times of the Mongol invasion of Japan so that they could fight this foreign country were organized into a popular movement by Kanto *ji*to (land stewards) and the Buddhist monk Dogyo of the Risshu reformist sect at Toshodai-ji temple. This saw the development of ports and urban centers as a result of great technological reforms, such as advanced river irrigation and the establishment of blacksmiths. The peasant movement that sought to use the Ichinomiya shrine as a base for reforms gave rise to the *sokoku* as a political force at the stage when the movement was organized by those of *ryoshu* rank (*shoen* lords) who attempted to turn *goryo* shrines into tutelary *shoen* shrines. The Kishu-sokoku created amid these struggles over *tokusei* reached its zenith after achieving self-government through these uprisings, and was ended by the military invasion known as “Hideyoshi’s peace” when Hideyoshi came to power and sought to complete the unification of the country in 1585.

Key words: *tokusei*, Shrine Estate Recovery Act, Minabe-no-Sho *shoen*, the Mongol invasion of Japan, *Kanjin Hijiri*
